資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三億百万円減少し一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十五年七月三十日

東京都渋谷区渋谷二丁目一一番八号大菅ビルディング

合同会社コンデナスト・ジャパン

代表社員　コンデナスト・ジャパン・エルエルシー

職務執行者　北田　淳

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千万円減少し八千二百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十五年四月二十六日

掲載頁　九十一頁（号外第九十号）

平成二十五年七月三十日

兵庫県尼崎市塚口町一丁目一三番七号

株式会社青山珈琲

代表取締役　青山定次郎

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二十五億二千三百万円、資本準備金の額を二十六億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

平成二十五年七月三十日

東京都千代田区神田淡路町一丁目一番地

有限会社インターオペレーションズ

代表取締役　孫　泰蔵

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十五年八月十四日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、平成二十五年八月二十三日開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十五年七月三十日

東京都荒川区東日暮里一丁目一七番七号

トクダエース株式会社

代表取締役　前澤　英雄

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十五年八月十四日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、平成二十五年八月二十三日開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十五年七月三十日

東京都台東区入谷二丁目七番一号

マシモエース株式会社

代表取締役　前澤　英雄

全部取得条項付種類株式取得につき株券提出公告

当社は、定款の変更を行い現在発行している普通株式を全部取得条項付種類株式（全部取得条項が付された普通株式を「全部取得条項付普通株式」という。）へと変更し、効力発生日である平成二十五年九月二日をもって全部取得条項付普通株式の全てを取得することにいたしました。

つきましては、当該株式に係る株券（本公告日現在当社の発行する全ての株券が該当）を所有する方は、効力発生日までに当社にご提出下さい。

平成二十五年七月三十日

新潟県魚沼市大湯温泉三〇一番地

株式会社東榮館

代表取締役　桜井　陽一

合併につき株券等提出公告

当社は、永晃マリン株式会社と合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十五年九月一日までに当社にご提出下さい。

平成二十五年七月三十日

東京都中央区銀座一丁目二七番八号

株式会社アイビーエス

代表取締役　石水　幸三

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本におけるリ・ソンジンが退任することに対し異議ある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十五年七月三十日

東京都港区西麻布三―一三―一〇パークサイドセピア五Ｆ

ブカンセムズ

日本における代表者　リ・ソンジン

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である岩本仁が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十五年七月三十日

東京都千代田区神田神保町三丁目一七番地

吉田ＦＧビル八〇一

McKINNEY ROGERS INTERNATIONAL LIMITED

日本における代表者　岩本　仁

限定承認公告

本籍新潟県上越市柿崎区柿崎無番地、最後の住所静岡県賀茂郡東伊豆町片瀬五五三番地の

一〇　被相続人　亡　相澤　君予

右被相続人は平成二十五年三月二十八日死亡し、その相続人は平成二十五年七月十八日静岡家庭裁判所下田支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年七月三十日

東京都中央区銀座一丁目三番三号

相続財産管理人相澤安廣

代理人弁護士　柴田　崇

限定承認公告

本籍神奈川県横浜市南区六ツ川二丁目一四七番地一五、最後の住所神奈川県横浜市南区六ツ川二丁目一四七番一五号

被相続人　亡　千代村雅司

右被相続人は平成二十五年五月十日死亡し、その相続人は平成二十五年七月十八日横浜家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年七月三十日

神奈川県横浜市南区六ツ川二丁目一四七番一五号

相続財産管理人　千代村隆志

訂正公告

平成二十五年四月四日（号外第七十三号）掲載の第二十九期決算公告（枠組）中、損益計算書の要旨「自　平成24年１月１日」とあるは「自　平成24年４月１日」の誤りにつき訂正いたします。

平成二十五年七月三十日

東京都千代田区丸の内一丁目八番一号

アスミック・エース株式会社

代表取締役社長　宮田　昌紀

正　誤

平成二十五年一月十六日（号外第八号）公布総務省令第二号（基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則の一部を改正する省令）

（原稿誤り）

二二ページ上段終りから二二行目から二一行目までは次のとおりの誤り。

1　この省令は、平成二十六年五月一日から施行し、平成二十六年度の補てん対象額の算定から適用する。

ページ	段	行	誤	正
平成二十五年七月十日（号外第百五十号）参議院比例代表選出議員選挙選挙長告示第一号（平成二十五年七月二十一日執行の参議院比例代表選出議員の選挙において、政党その他の政治団体から参議院名簿の届出があった件）				
（原稿誤り）				
一〇	終りから四～三		愛知県名古屋市昭和区安田通５丁目３番地Ｄ'グラディアアーキスフィア401号	三 Rua Professora Carolina Ribeiro 221 apt. 82, Vila Mariana, São Paulo SP 04116-020 Brazil

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　七月三十日付第一六五号九月三十一日付衆会第二九号

六ページ●同日付政府調達第一四一号ニ四ページ●五三二ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局

電話　03（3587）4294

定価　一ヵ月二、五九六円（本体二、五二〇円）　本号一部　一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）